

○プラスチック使用製品廃棄物に係る資源物の分別基準

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第31条に基づき、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集にあたり、これに係る資源物の分別基準をここに定める。

1 適用開始日

令和7年4月1日

2 分別区分

プラスチック資源

3 分別基準

(1) 収集対象

ア 収集対象は家庭から排出される一般廃棄物であり、事業活動に伴い発生したものは含まない。

イ 素材の全部（100％）がプラスチックの製品（容器包装に係るものを含む）。ただし、シール等容易に剥がすことができない紙類については付着したままでよいものとする。

(2) 収集対象から除くプラスチック製品

ア 容器包装リサイクル法によりリサイクルされるペットボトル

イ 汚れ（固形物が付着しているもの）

ウ 長辺が30 cmを超えるもの

エ 厚さ5 mm以上で硬いもの（まな板等）

オ 電子機器（電池または電源を使用する製品）

(3) 収集対象物の汚れの程度

水ですすぎ、可食部等の固形物が無いものは収集対象とする。

(例)

カップラーメン容器、スナック菓子の袋、ケチャップ・マヨネーズ容器、レトルト食品容器（カレー、パスタソース、その他）

(4) 収集対象物の例

プラスチック製容器包装以外の収集対象物の例を別紙に示す。

(5) 混入しないよう特に注意すべきもの

ア リチウムイオン電池等、火災の原因となるおそれがあるもの

イ 点滴用器具、注射針、注射器等、病原体の感染源となるおそれがあるもの

の

ウ 刃物等（カッター、包丁、カミソリなど）で作業時に怪我をする危険性があるもの

プラスチック資源（製品プラスチック） 品目例

容器包装プラスチック以外のプラスチック資源（製品プラスチック）を例示します。

下記品目のうち、①素材の全て（100％）がプラスチック

②長辺が30 cm以下または30 cm以下に切断したもの

これらは例示であり、本文の分別基準に適合するものは全て回収対象です。

N0	品名	注意点
1	アイスクリーム棒	
2	アクリル板	厚さ 5 mm未満のもの
3	雨合羽	30 cm以下に切断したもの
4	網戸の網	30 cm以下に切断したもの
5	編み針	
6	泡立て器	
7	衣装ケース	30 cmを超えるものは月例収集または清掃センターへ
8	印鑑	
9	植木鉢	30 cmを超えるものは月例収集または清掃センターへ
10	ウォーターダンベル	中の水は抜く
11	浮き輪・浮き袋	30 cm以下に切断したもの
12	うちわ	紙の部分は取り除く
13	絵の具パレット	
14	オカリナ	
15	桶、洗面器	30 cmを超えるものは月例収集または清掃センターへ
16	おたま	
17	お盆、トレイ	30 cmを超えるものは月例収集または清掃センターへ
18	おもちゃ	金属等は取り除く 電気式、電池式のもの除く
19	お椀	
20	カード	

21	カーラー	電気式、電池式のものは除く
22	買い物かご	30 cmを超えるものは月例収集または清掃センターへ
23	額ぶち	金属、ガラス等は取り除く 30 cmを超えるものは月例収集または清掃センターへ
24	カスタネット	ひも等は取り除く
25	カセットテープ、ケース	テープは 30 cm以下に切断する
26	画板	30 cmを超えるものは月例収集または清掃センターへ
27	カメラのフィルムケース	
28	キーホルダー	金属等は取り除く
29	金魚鉢	30 cmを超えるものは月例収集または清掃センターへ
30	くし	
31	靴べら	
32	クリアファイル	
33	クリーニングのビニール袋	
34	計量カップ	
35	コップ	
36	ごみ箱	30 cmを超えるものは月例収集または清掃センターへ
37	コンテナ	30 cmを超えるものは月例収集または清掃センターへ
38	皿	
39	ざる	
40	三角コーナー	
41	C D、ケース	
42	下敷き	
43	湿布離型フィルム	
44	指定ごみ袋	
45	シャープペンシル	金属等は取り除く
46	修正テープ	テープは 30 cm以下に切断する
47	収納ケース	30 cmを超えるものは月例収集または清掃センターへ

48	ジョイントマット	
49	定規、ものさし	30 cmを超えるものは月例収集または清掃センターへ
50	照明カバー	30 cmを超えるものは月例収集または清掃センターへ
51	じょうろ	30 cmを超えるものは月例収集または清掃センターへ
52	食器（スプーン、フォーク、箸等）	
53	書類ケース	30 cmを超えるものは月例収集または清掃センターへ
54	スクイズボトル	
55	スコップ	汚れは取り除く、金属等は取り除く
56	ストロー	
57	スポンジ	
58	スリッパラック	
59	製氷皿	
60	洗濯かご	30 cmを超えるものは月例収集または清掃センターへ
61	洗面器	30 cmを超えるものは月例収集または清掃センターへ
62	そり	30 cmを超えるものは月例収集または清掃センターへ
63	そろばん	
64	タオル掛け	
65	タッパ型保存容器	
66	タライ	30 cmを超えるものは月例収集または清掃センターへ
67	タンブラー	
68	茶わん	
69	貯金箱	
70	ちりとり	
71	漬物おけ	30 cmを超えるものは月例収集または清掃センターへ
72	つまようじ	

73	DVD、ケース	
74	テーブルクロス	30 cm以下に切断したもの
75	ナイロン袋	
76	荷造りひも（ビニールひも）	30 cm以下に切断したもの
77	ネガフィルム	30 cm以下に切断したもの
78	ネット袋	
79	バインダー	金属等は取り除く
80	ハエたたき	
81	バケツ	30 cmを超えるものは月例収集または清掃センターへ
82	バススリッパ	
83	バット（調理器具）	
84	バドミントンのシャトル	羽の部分もプラスチックのもの
85	バラン（食材の仕切り）	
86	ハンガー	金属等は取り除く
87	ビーチマット	30 cmを超えるものは月例収集または清掃センターへ
88	PPバンド	30 cm以下に切断したもの
89	ビデオテープ	テープは30 cm以下に切断する
90	ビニールクロス	30 cm以下に切断したもの
91	ビニールシート	30 cm以下に切断したもの
92	ビニール袋	
93	ビニールふろしき	30 cm以下に切断したもの
94	ピンセット	
95	ピンチハンガー	金属等は取り除く
96	ファイル	
97	筆箱	
98	布団たたき	
99	フライ返し	
100	ブラシ	
101	プラモデル	電気式、電池式のもの除く
102	プランター	30 cmを超えるものは月例収集または清掃センターへ
103	プリペイドカード	
104	ブルーレイディスク、ケース	

105	風呂イス	30 cmを超えるものは月例収集または清掃センターへ
106	風呂フタ	30 cmを超えるものは月例収集または清掃センターへ
107	風呂マット	30 cm以下に切断したもの
108	ヘアクリップ	
109	ヘアブラシ	
110	ベビーバス	30 cmを超えるものは月例収集または清掃センターへ
111	弁当箱	
112	ホイールカバー	金属等は取り除く 30 cmを超えるものは月例収集または清掃センターへ
113	ほうき	金属等は取り除く
114	ボウル（調理器具）	
115	ボールペン	金属等は取り除く
116	ボタン	
117	哺乳（ほにゅう）瓶	
118	ポリ手袋	
119	ポリ袋	
120	ポリ容器（ポリタンク）	30 cmを超えるものは月例収集または清掃センターへ
121	ポンプ、空気入れ	
122	マーカーペン	インクを使い切ったもの
123	まな板	30 cm以下で厚さ 5 mm未満のもの 30 cmを超えるものは月例収集または清掃センターへ
124	水切りかご	30 cmを超えるものは月例収集または清掃センターへ
125	虫かご	
126	湯たんぽ	
127	ラック、レターケース	30 cmを超えるものは月例収集または清掃センターへ
128	ラップ	
129	リコーダー	

129	冷水容器	30 cmを超えるものは月例収集または清掃センターへ
130	レコード	ジャケットは除く
131	ロープ	30 cm以下に切断したもの